

各関係団体の長 殿

厚生労働省参事官
(能力評価担当)

令和2年秋の黄綬褒章(労働関係)候補者の推薦について

標記について、推薦希望がある場合は下記に御留意の上、推薦くださいますようお願いいたします。

記

1 推薦候補対象者

次のいずれも満たす者

- (1) 衆民の模範と認められる者
- (2) 以下のいずれかに該当する者

イ 業務歴おおむね20年以上で卓越した技能者の表彰(平成12年度以前は労働大臣表彰)受賞者であるとともに現職の者

ロ 業務歴おおむね20年以上で職業能力開発関係厚生労働大臣表彰(平成12年度以前は労働大臣表彰)(技能検定、認定訓練功労者)の受賞者であるとともに、現職の者(ただし、叙勲類の推薦基準を満たさないものに限る。)

なお、生業が元職であっても、技能検定委員等が現職であれば対象となる可能性はあるが、先例がないため、対象者がいる場合は事前に照会ください。

2 協議書類

- (1) 公文書(各団体の長から厚生労働省参事官(能力評価担当)あての推薦依頼) 1部
- (2) 功績調書(両面印刷) 4部
- (3) 履歴書(両面印刷) 4部
- (4) 褒章審査票(片面印刷) 4部
- (5) 褒章候補者に係る優れた事績の概要 4部
- (6) 戸籍抄本(原本2部) 4部
- (7) 団体の規模及び事業概況等調書、事業所概況調書 4部
- (8) 厚生労働大臣表彰推薦時の調書(卓越した技能の概要) 4部
(ただし、中央職業能力開発協会発行の『名工との出会い』該当頁の写しでも可能。)
- (9) 各種資料統計、パンフレット、図解、作成した製品または作業中の写真等、優れた事績(卓越技能等)を判断する上で参考となる資料 4部
(ただし、各種免許証、資格証、表彰状等の写しについては添付の必要はなく、ポ

イントを絞った説明で可とします。)

上記(2)～(9)の順番にセットして4セットを提出してください。

上記(2)及び(3)については、両面印刷により提出してください。

上記(6)については、サイズがA4サイズ以外の場合は、A4の台紙に貼り付けて提出してください。

ファイル等に入れずに御提出ください。

上記協議書類のうち(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)は、下記担当あてのメールに添付し、電子データを提出くださるようお願いいたします。

3 協議書類提出期日

令和2年2月14日(金)

4 推薦及び協議書類作成上の留意点

褒章候補者の推薦及び協議書類の作成に当たっては、「春秋褒章候補者選定及び書類作成についての留意事項」(別添1)、「栄典の受章環境について検討を要する候補者の取扱いについて」(別添2)、「令和2年秋の褒章に関する書類作成上の注意点」(別添3)及び「褒章関係質問集(Q&A)(令和2年秋)」(別添4)を参照してください。

5 その他の留意事項

(1) 今回の推薦は、令和2年秋の褒章(令和2年11月3日発令)分となります。

(2) 平成15年秋の褒章より年齢に関する制限(以前は、満50歳以上)は、一切なくなりましたので御留意ください。また、原則として現職の候補者を推薦することとなりますので併せて御留意ください。

(3) 各団体からの推薦は1名までとします。なお、候補者数が多数の場合は、当省における審査結果により内閣府へ推薦されない場合もありますので御留意ください。

(4) 内閣府における候補者の審査に当たっては、中央職業能力開発協会発行の『名工との出会い』(ただし、平成22年以降の卓越受章者については、厚生労働大臣表彰推薦時の調書(卓越した技能の概要))をもとに行われます。専門用語や卓越技能について、ポイントを分かりやすく説明した参考資料を添付するようにしてください。

(5) 候補者数等の把握のため、協議書類の提出前に候補者に係る以下の事項について別添5により当課あてE-Mail等により連絡くださいますようお願いいたします(令和2年2月7日(金)〆切必着でお願いします。)。

事前登録がない場合、協議書類を提出いただいても候補者として取り扱うことができない場合がありますので御留意ください。

候補者の氏名(「ふりがな」もお願いします。)

性別(男・女)

犯歴(あり・なし)

生年月日

年齢(令和2年11月3日現在の年齢)

主要経歴(例:「現 株式会社 工場 工場長」、「元 株式会社

代表取締役」等)

本籍地(県名から番地まで)

現住所

表彰受章歴等(受章年月日)

「栄典の受賞環境について検討を要する候補者」に該当する場合は、事前協議書(別添2別紙)

及びについては、必ず戸籍に記載されているとおりにお知らせください。
戸籍と記載内容が異なる場合には、推薦手続きに支障が生じることがありますので、相違のないようにお願いします。

- (6) 卓越した技能者表彰制度改正(指定事業主団体制度の廃止:平成16年度)により、「春秋褒章候補者の推薦」案内は、次に該当する団体にお送りすることとしております。

- ・平成16年度以降に「卓越した技能者表彰」受章者を推薦した団体及び職業能力開発関係(技能検定、認定訓練功労者)厚生労働大臣表彰受賞者を推薦した団体
- ・直近1年間に黄綬褒章受章者を推薦した団体

なお、上記により推薦案内をお送りしない場合においても黄綬褒章候補者の推薦を妨げるものではありませんので、推薦を希望される際は下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ及び協議書類提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省人材開発統括官付

能力評価担当参事官室 管理係 大原、佐藤(補佐員)

T E L 03-5253-1111(内線5942) F A X 03-3595-3414

メールアドレス oohara-junkooh@mhlw.go.jp

satou-ayakooa@mhlw.go.jp

春秋褒章候補者選定及び書類作成についての留意事項

1. 厚生分野・労働分野共通事項

① 推薦基準について

褒章候補者の推薦基準については、平成15年5月23日付厚生労働省発人第0523005号「春秋褒章候補者の推薦について」、同日付人発第0523002号「春秋褒章候補者の推薦について」を参照し、間違いがないよう御留意願います。

なお、国家の栄典である褒章の主旨、候補者選定に当たっての総論的な留意事項、書類作成についての基本的事項については「栄典事務の手引」（内閣府賞勲局総務課編集）を参照願います。

② 事前協議案件について

(ア) 新しい分野の候補者

(イ) 過去に協議書類を提出後、取下げ等をしたことがある候補者

(ウ) 再度の褒章を希望する候補者

(エ) 栄典の受章環境について検討を要する候補者（注）・・・別添2参照

（※別紙の提出が必要）

上記（ア）～（エ）に該当する候補者の推薦を予定している場合には、当該事務連絡の回答とは別に、至急担当係に連絡願います。

なお、過去に取下げを行った候補者（他省庁推薦での取下げも含む。）を再度推薦する場合についても忘れずに、必ず連絡願います。

（注）上記（エ）は、候補者又は候補者の関係する法人等が、①刑罰を受けた場合、②警察等の取り調べを受けた場合、③所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合、④独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合、⑤許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合、⑥訴訟が係属中である場合、⑦不祥事等について報道があった場合、⑧事故を起こした場合、⑨懲戒処分を受けた場合、⑩法人等の経営状況に問題がある場合、⑪その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合などが該当する。

③ 元職の候補者について

平成15年秋の栄典制度改革により、褒章については原則として、現職の者を候補者とすることとなっております。

ただし、諸事情により、元職の候補者の推薦を予定している場合は、「優れた事績」を上げた候補者であり、当該職を辞してから相当期間（概ね1年程度、民生・児童委員については3年）経過していない者とし、主要経歴欄に「元 ○○」と記入するとともに、その理由を推薦理由書として任意様式（A4・1枚程度）にまとめ提出してください。（ただし、黄綬褒章の自立更生者については提出不要。）

なお、現職の考え方について不明な点がある場合は担当係に御相談ください。

④ 他省庁所管分野の功績がある候補者について

他功績（他省庁所管団体役員歴等）のある候補者を推薦するときは、他省庁との重複推薦等を防止するため、必ず事前に所管省庁及び当該団体等に対して栄典の評価対象か否か等を確認し、「他功績調査書」（別紙1）を提出してください（必須）。

⑤ 褒章止めについて

従来、「国家の栄典である叙勲・褒章の受章機会は各個人の生涯で一度であることが望ましい」という観点から、いわゆる褒章止め（褒章受章後に当該受章者を叙勲推薦の対象としない。）という取扱いがなされてきました。しかし、褒章受章者が年々減少してきているという状況に鑑み、褒章止めの取扱いを廃止するという見解が内閣府賞勲局より出されました。

しかしながら、褒章受章後の叙勲受章の要件である、

- ・褒章受章後5年以上経過していること
- ・褒章受章後に功績の伸びがあること

の2点については、従来どおりであるため、褒章受章後に叙勲受章の要件を満たす可能性の高い候補者については、これまでどおり十分に検討の上、推薦をされるようお願いいたします。

どの程度の功績の伸びが必要かについては、厚生分野は栄典第一係、労働分野は栄典第二係に個別に御相談ください。

(例) これまで70歳を超えての褒章受章者は「褒章止め」とされていたが、70歳を超えて褒章を受章しても、その後の功績の伸び次第では叙勲受章もあり得ること。

⑥ 既に叙勲の推薦基準を満たしている候補者について

叙勲の推薦基準を満たす者については、原則として叙勲推薦することとなっているので御留意ください。

ただし、諸事情により褒章候補者として推薦を予定している場合には、その理由を推薦理由書として任意様式（A4・1枚程度）にまとめ提出してください。

⑦ 功績調書の作成について

叙勲は功労を総合的に評価するのに対し、褒章は褒章条例に定める特定の分野の優れた事績を評価するため、功績調書の作成に当たっては、主要経歴及び功績として挙げるものについては、具体的かつ重点的に作成してください。それらについて、優れた事績がない場合には、推薦不可又は取下げとなる場合があることに十分留意してください。

⑧ 褒章候補者に係る優れた事績の概要の作成について

上記⑦でも説明していますが、上記功績調書を元に特に重点的に優れた事績について記載してください。ただし、民生・児童委員の藍綬褒章候補者については提出不要です。

2. 労働分野の候補者に係る留意事項

① 黄綬褒章候補者について

- (ア) 基本的に卓越技能大臣表彰受賞者を対象としていること。
- (イ) 「技能検定功労」、「職業訓練功労」、「職業紹介功労」等に対する厚生労働大臣表彰受賞者は叙勲Ⅱ類の対象とし、原則黄綬褒章の対象としていないところですが、従業員の数が原則として1人以上の事業主の場合は、人目につかない分野とはいえ叙勲Ⅱ類の対象とならないことから、当該大臣表彰受賞者でこれに該当する者（叙勲Ⅱ類の対象とならない者）については黄綬褒章の推薦対象としてください。なお、叙勲Ⅱ類の対象となる者であるか疑義が生じる場合は、事前に照会ください。
- (ウ) 要件となる大臣表彰の表彰歴を、審査票及び履歴書に記載してください。
(記載例：令和元年11月△△日厚生労働大臣表彰受賞（卓越技能）)
- (エ) 審査票の功績名欄については、「業務精励（〇〇〇・卓越技能）」、「業務精励（〇〇〇・技能検定）」等となります。（〇には職種名「〇〇工」「〇〇師」等が入ります。）
- (オ) 審査票の事績概要欄については「多年〇〇〇としてよく職務に精励したこと」となります。（〇には職種名「〇〇工」「〇〇師」等が入ります。）
※句読点は記入しないでください。
ただし、「〇〇業」のように業種名で大臣表彰を受賞した方を推薦する場合は、あらかじめ御相談ください。
- (カ) 候補者が技能検定委員である場合は、審査票及び履歴書に職種を括弧書きで記載してください。
- (キ) 卓越技能に関する資料として、中央職業能力開発協会編「現代の名工」の該当ページのコピーを添付してください。なお、平成22年以降の卓越受章者については、厚生労働大臣表彰推薦時の調書（卓越した技能の概要）（片面印刷）を提出ください。
- (ク) 卓越技能に関して、どういった技能が同業他者に比べて優れているのか、候補者ならではの技能が分かる説明資料を添付してください。その際、写真、図説等を積極的に活用してください（説明資料は、2、3枚程度でポイントを絞ったものとしてください。）。また、専門用語が出てくる場合は、用語説明一覧を添付してください。
- (ケ) 各種免許証、資格証、表彰状等の写しについては添付しないでください。
- (コ) 大臣表彰を受賞した分野に携わっていた生業全ての「事業所概況調書」を添付ください（備考欄には役員の内訳を記載ください。）。なお、当時の情報が不明な場合、「不明」の記載でも差し支えありませんが、事業内容については明確に記載してください。また、当該内容を審査票の会社の規模欄にも記載ください。
- (サ) 団体歴がある場合は「団体の規模及び事業概況等調書」を添付ください。

- (シ) 優れた事績の概要を提出ください。(功績調書、「現代の名工」又は「厚生労働大臣表彰推薦時の調書(卓越した技能の概要)」の記載内容を要約したもの。)
- (ス) 他省庁所管分野の功績の確認を行った結果については、他功績調査書(別紙1)を提出ください(必須)。
- (セ) 候補者が経済産業省所管の「伝統工芸士」である場合は、卓越技能黄綬褒章受章後の「伝統工芸士」としての叙勲推薦(経済産業省Ⅱ類分野)は、褒章止めの取扱いの廃止を踏まえ一律不可となるものではありませんが、褒章受章後の叙勲受章の要件に十分留意ください。

3. その他

本留意事項の他、別添3「令和2年秋の褒章に関する書類作成上の注意点」及び別添4「褒章関係質問集(Q&A)(令和2年秋)」についても参考としてください。